

2013年合格目標 1年コース [スタンダード] 渋谷校

無料公開セミナー&講座説明会

『体験講義！民法』

担当講師 司法書士 土屋 武大

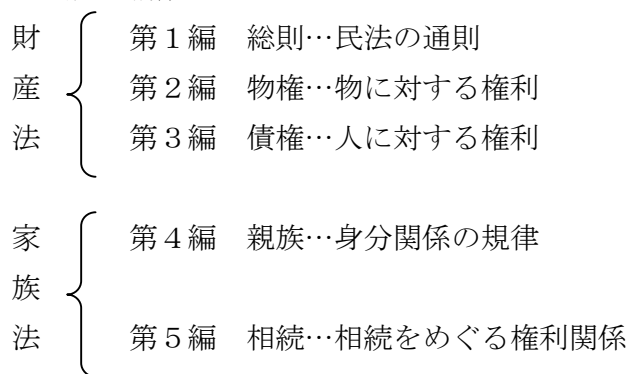
第1章 民法とは

1. 民法とは？

民法は、数ある法律の中でも日常生活に最もかかわりのある法律ということができる。物を買ったり、マンションを借りたり、結婚したり、離婚したり、あるいは遺産を相続したりするなど、およそ日常生活のあらゆる場面の法律問題を規定しているのが民法である。

私たちの日常生活での人と人との関係を見ると、売買や賃貸借などの財産関係と、夫婦・親子や相続などの身分関係に大きく分けることができる。一般に前者に関する法律を財産法、後者に関する法律を家族法と呼んでいる。

2. 民法の構成



3. 共通例題（財産法）



BがAから代金1000万円で建物を買った場合の法律関係をもとにして、契約を取り巻く問題を考えていこう。

上記の例で、BはAに対し1000万円支払い、AはBに建物を引き渡せば、法律的にはなんら問題にはならない。

では、一体どのような場面で法律（民法）は意味を持つのだろうか？

もし、上記の例で次のようなことがあった場合どうなるか？

問①AやBが未成年者である場合 ⇒ 総則：第5条

問②契約後に隣家の失火によって建物が焼失し

てしまった場合 ⇒ 債権：第534条

問③Aが同時にCにも建物を売った場合 ⇒ 物権：第177条

不動産登記法

第2章 債権とは

債権とは、特定の人に対して、一定の行為をすること（給付）を請求できる権利（請求権）である。

「債権者」⇒給付を請求することができる人

「債務者」⇒給付をする義務を負っている人

共通例題においては建物の売買契約（民§555）が成立しているが、この場合次の債権債務関係が発生する。

①売主Aは、買主Bに対して「1000万円支払え」と言える。

⇒AはBに対して代金支払請求権を有する。

Aは債権者であり、Bは債務者となる。

②買主Bは、売主Aに対して「建物を引き渡せ」と言える。

⇒BはAに対して建物引渡請求権を有する。

Bは債権者であり、Aは債務者となる。

第3章 物権とは

物権とは、特定の物を直接支配して利益を受ける排他的権利、すなわち物に対する直接・排他的な支配権である。

直接性 → 物に対する支配権であり、他人の行為の介在を必要としないこと。

排他性 → 1つの物に対して、同じ内容の物権が複数存在しないこと（一物一権主義）。

共通例題においてBはAから建物の所有権を取得している。

第4章 共通例題の解説

問① AやBが未成年者であった場合、売買契約を単独で有効に成立させることができるだろうか？

民法では人であれば財産を保有することを認めているので、例えばAが5歳の子供でも建物を所有することができる。所有権を有している以上、使用、収益、処分は自由なはずである。

それでは、Bと代金1000万円で売買契約を締結した場合、Aはその意味を十分理解していると言えるだろうか。通常そうは考えられないであろう。このように、自己の行為の結果を判断することのできる精神能力を「意思能力」という。「意思能力」のない者が自由に法律行為（契約等）をすることができるすると、その者にとって不利益になることがある。したがって、意思無能力者がした行為は無効である。

しかし、実際の裁判において意思能力がなかったことを証明するのは困難な場合が多く、意思無能力者を十分に保護できないおそれがある。そこで、一定の画一的な基準を設け、それに達しない者のした行為は「取り消すことのできる行為」とすることにより、意思能力がなかったということを証明することなく、その者のした意思表示から生じる法的拘束力から解放することができるのである。法律行為の効果を有効に自分に帰属させる能力がないという意味で「制限行為能力者」という。

『行為能力⇒権利・義務をもつための行為を単独で完全にできる能力』

民法では、「未成年者」「成年被後見人」「被保佐人」「被補助人」の四者を「制限行為能力者」としている。

このうち「未成年者」以外の類型については、精神上の障害の程度に応じ裁判所の審判によって保護を受けることができる。

「未成年者」が法律行為をするには法定代理人の同意を要し、同意を得ないでした行為は取り消すことができる（民§5）。したがって本問では、同意を得ていなければ、売買契約の取り消しが可能であり、意思無能力を立証できれば取り消すまでもなく無効となる。

〈無効と取消の違い〉

	無 効	取 消
効 力	初めから当然に無効	取り消されて初めて効力がなくなる（取り消されるまでは一応有効）
主張権者	誰からでも可能	取消権者に限る（民§120）
主張可能期間	制限なし	制限あり（民§126条）

問② 売買契約締結後に隣家の失火によって建物が焼失してしまった場合、売買契約はどうなるか（Bは代金を支払う必要はあるか）？

本問において、売主Aの目的物引渡債務は消滅するが（つまりBは債権を失う）、買主Bは代金支払債務を履行すべきなのか、それとも履行しなくてもよいのだろうか。

このように、双務契約において一方の債務が債務者の責任によらずして履行が不可能となった場合、もう片方の債務を存続させるのかそれとも消滅させるのかが問題となる。これを、損失という「危険」をどちらの当事者が負担するのかという意味で「危険負担」という。

当事者の公平を考えればもう一方の債務も消滅させてお互いなかったことにするのがよいようにも考えられるが、民法は、債務の内容や債権者側の落ち度の有無に応じて、もう一方の債務を消滅させない立場も併用している。本問では、民法534条によりBが危険を負担することになり、Bは建物を手に入れることはできないが、代金支払債務を免れないことになる。これを「債権者主義」という。

① 債務者主義

危険は、（消滅した債務の）債務者が負担する。

⇒ 債務者（A）は代金を請求することはできない。

他方の債務（代金支払債務）も消滅する。

② 債権者主義

危険は、（消滅した債務の）債権者が負担する。

⇒ 債権者（B）は代金の支払いを免れない（Aは代金の請求ができる）。

他方の債務（代金支払債務）は消滅しない。

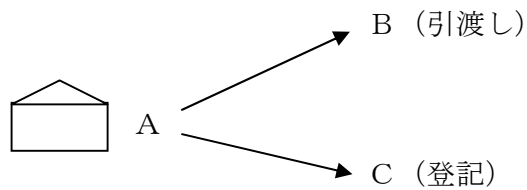
民法は、双務契約における危険負担の原則として「債務者主義」を採用している（民§536）が、特定物に関する物権の設定または移転をもって双務契約の目的とした場合については、例外的に「債権者主義」を採用している（民§534）。

※特定物…物の個性に着目して取引の目的物を指定した場合の物である。

例えば「この建物」「あの車」などである。

不特定物…「りんご100キロ」「ビール10ケース」などのように、ただ種類と数量だけを指示した目的物である。

問③ Aは、その所有する建物をBに売り渡したが、Bは、購入した建物について登記（所有権移転登記）を受けていなかった。Aは、その売り渡した建物の登記がまだ自己名義となっているのに乗じて、さらに同じ建物をCにも売り渡し、Cはその建物について所有権移転登記を受けた。この場合、BはCに対して所有権を主張することができるか？



1. 意思主義

物権は当事者間で「この建物を売ってください」「わかりました。売しましょう」という意思表示がかわされることで変動する。これを意思主義といい、民法はこの主義を採用している（民§176）。

2. 民法177条の意義

物権の変動は当事者の意思表示のみでその効力を生ずる。ところが、物権は直接・排他的な支配権であるから、これが誰に帰属しているかということを、何人に対しても主張できるようにしておかなければならない。このことにつき民法は、「不動産に関する物権の得喪および変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない」（民§177）と定めている。つまり、不動産物権変動については、「登記」という対抗要件を備えなければ、その物権変動を第三者には主張できないとしているのである。

⇒例題では、不動産が二重譲渡されているが、登記の有無によってどちらの買主の所有権取得が認められるかが決まる。したがって、Bは建物を先に購入しているが、登記を受けていないので、登記という対抗要件を備えているCに対して所有権を主張することはできないのである。

第5章 家族法

1. 親族

問① A男とB女は結婚したいと考えているが、婚姻届さえ提出すれば婚姻は成立するか？

婚姻が有効に成立するには、婚姻意思が合致すること、禁止事項にあたらないこと、婚姻の届出をすること（法律婚主義）が必要である。

＜婚姻の禁止・規制の規定＞

（ア）婚姻適齢（民§731）

⇒男性は18歳に、女性は16歳にならないと婚姻をすることができない。

(イ) 重婚禁止 (民 § 7 3 2)

(ウ) 再婚禁止期間 (民 § 7 3 3)

⇒女性 は 前婚の解消等の日から 6 か月を経過しないと再婚できない。

(エ) 近親婚の禁止 (民 § 7 3 4)

⇒親子間、祖父母と孫との間、兄弟姉妹間、おじ・おばとおい・めいとの間の婚姻などは禁止。いとは禁止されていない。

(オ) 直系姻族間の婚姻禁止 (民 § 7 3 5)

(カ) 養親子関係者間の婚姻禁止 (民 § 7 3 6)

(キ) 未成年者の婚姻 (民 § 7 3 7)

⇒婚姻適齢に達していても、未成年者が婚姻をするには、父母の同意が必要。

問② A男とB女は離婚したいと考えているが、離婚するのに特別な理由が必要となるか？

夫婦は、その協議で離婚をすることができる (民 § 7 6 3)。協議離婚には、離婚意思の合致と離婚届の提出が必要なだけで、離婚するのに特段理由は問題とならない (離婚の自由)。

これに対して、協議離婚ができない場合、つまり夫婦の一方が離婚に応じない場合に、離婚を強制することができるかどうかの問題となる。民法 7 7 0 条では、夫婦の一方は、次の場合に限って、離婚の訴えを提起することができると定めている。

<離婚原因>

(ア) 配偶者に不貞行為があったとき

(イ) 配偶者から悪意で遺棄されたとき

(ウ) 配偶者の生死が 3 年以上明らかでないとき

(エ) 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき

(オ) その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき

なお、離婚に当たっては、財産分与や慰謝料の有無・金額、未成年の子がいる場合の親権者・監護者の決定なども問題となる。

問③ B女は婚姻関係にないA男によって懐胎し、Cを出産した。この場合、Cの法律上の地位はどうなるか？また、Aが死亡した場合、CはAを相続することはできるか？

婚姻関係にない男女から生まれた子を非嫡出子という。非嫡出子と母との親子関係は、原則として母の認知を待たず、分娩の事実によって当然に発生するとされている (判例)。設問の場合、Cは、Bを筆頭者とする戸籍に入り、Bの氏を名乗り、Bの親権に服する。Bに対する相続権もある。

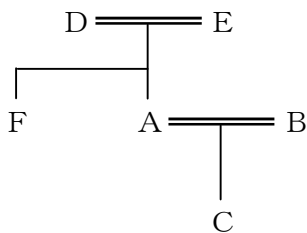
一方、非嫡出子と父との関係は、認知によって生ずる。したがって、CがAに認知されない間は、Cは、Aとの間には法律上の親子関係はなく、Aに対して扶養を求め、Aを相続することもできない。

Aが自ら認知をすればCとの父子関係が生ずることになるが、Aがそれをしない場合には、Cには何らの手段もないのだろうか。そこで、民法では強制認知という制度を用意し、CがAに対して認知を求める訴訟を提起することを認めている（民§787）。

2. 相続

相続とは、ある人に属する権利義務が、その者の死後に、一定の者に包括的に承継されることをいう。

問① Aが死亡した場合、誰が相続人となるか？



<相続人の範囲と順位>

配偶者は常に相続人となる（民§890）。

第1順位…子（民§887Ⅰ）

第2順位…直系尊属（民§889Ⅰ①）

第3順位…兄弟姉妹（民§889Ⅰ②）

※Aを被相続人という。

なお、前述のとおり非嫡出子は、認知されれば相続人となることができるが、嫡出子（婚姻関係にある者の間に生まれた子）がいるときは、相続分は嫡出子の2分の1となる（民§900④）。

問② 相続人が複数いる場合、それぞれの相続分はどのようにして決まるか？

<法定相続分>

（ア）子及び配偶者が相続人であるとき（民§900①）

⇒子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1である。

（イ）配偶者及び直系尊属が相続人であるとき（民§900②）

⇒配偶者の相続分は3分の2、直系尊属の相続分は3分の1である。

(ウ) 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるとき (民 § 900③)

⇒配偶者の相続分は4分の3、兄弟姉妹の相続分は4分の1

<指定相続分>

被相続人は、法定相続分の規定にかかわらず、遺言でこれと異なる相続分を定めることができ、その指定相続分は法定相続分に優先する。

<遺産分割>

遺産分割とは、共同相続における遺産の共有関係を解消し、遺産を構成する個々の財産を各相続人に分配して、各相続人の固有財産とする手続きである。例えば、不動産はBに、現預金はCにというように分配する。なお、遺産分割協議における相続の方法は、相続人間の合意によって自由に決めることができるので、必ずしも法定相続分に拘束される必要はない。

問③ 被相続人が多額の債務を負っていた場合、当該債務も相続の対象となるか？また、相続の対象となるとすれば、これを免れる方法はあるか？

前述のとおり相続は、被相続人の権利義務の一切が相続人に承継されるため、債務も当然承継される。

しかし、当該債務は相続人が自ら負担したものではなく、否応なしに相続させられるのは不当なため、各相続人には相続の放棄が認められている。

相続の放棄をしようとする者は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない (民 § 938)。そして、相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされる (民 § 939)。

問④ 遺言書は未成年者でも単独で作成することができるか？一人で遺言書を作成したいが、パソコンで作成したものを印刷して遺言書とすることはできるか？

15歳に達した者は、遺言をすることができる (民 § 961)。したがって、15歳以上の未成年者がした遺言は完全に有効である。

証人の立会い等なしに一人で遺言をするということになると「自筆証書遺言」の方式によることになる (民 § 968)。この場合、必ず全文、日付及び氏名を自書しなければならないので (かつ押印も必須)、設問後段については、無効な遺言となる。

表 題 部（主である建物の表示）		調製	平成12年4月13日		不動産番号	(省略)	
所在図番号	余白						
所 在	東多摩市栄町二丁目30番地9					余白	
家 屋 番 号	30番9					余白	
①種 類	② 構 造		③床 面 積		m ²	原 因 及 び そ の 日 付〔登記の日付〕	
居 宅	木造瓦葺2階建		1階		68	75	平成12年4月6日新築 〔平成12年4月13日〕
			2階		47	13	
所 有 者	新宿区西新宿一丁目10番1号 牧 田 俊 一						

権 利 部（ 甲 区 ）（ 所 有 権 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	【権 利 者 そ の 他 の 事 項】
1	所有権保存	平成12年4月28日 第1600号	所有者 新宿区西新宿一丁目10番1号 牧 田 俊 一
2	所有権移転	平成13年3月15日 第1200号	原因 平成13年3月15日売買 所有者 渋谷区桜丘町31番15号 株 式 会 社 田 山 不 動 産
3	所有権移転	平成17年5月12日 第3400号	原因 平成17年5月12日売買 所有者 東多摩市栄町二丁目30番地9 若 林 太 郎

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成24年3月2日
東京法務局東多摩出張所 登記官 法 務 太 郎

登出局東
記張東京
官所多法
摩務務